

平生町改葬の許可手続きに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第1項及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号。以下「規則」という。)第2条第1項の規定に基づき、改葬に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可証等)

第2条 町長は、改葬の許可を受けようとする者に対し、改葬許可申請書(様式第1号)を提出させ、その内容を確認した後、改葬許可証(様式第2号)を交付するものとする。

2 規則第2条第2項第1号の規定により、墓地等の管理者が作成する書面は、様式第1号によるものとする。

(承諾書)

第3条 規則第2条第2項第2号により、墓地使用者等以外の者が改葬許可申請書を提出する場合に添付する承諾書は、様式第1号によるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月14日から施行する。